平成２０年（フ）第２１９５３号
埼玉県さいたま市北区土呂町１丁目49―３―203
破産者　飯塚　恒民
1　決定年月日　平成21年８月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７６３９号
茨城県笠間市八雲１丁目１番１棟101号
破産者　有限会社マミーかさまや
1　決定年月日　平成21年８月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７６４０号
茨城県かすみがうら市市川134―４―15
破産者　谷中　嘉一
1　決定年月日　平成21年８月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７６４１号
茨城県かすみがうら市市川134―４―15
破産者　谷中　輝子
1　決定年月日　平成21年８月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７６４２号
茨城県笠間市鯉淵6527―201　ドメーヌ・ドA105
破産者　谷中　昌一
1　決定年月日　平成21年８月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７８５０号
東京都練馬区大泉町３丁目33番20号
破産者　有限会社サカタニ
1　決定年月日　平成21年８月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７８８２号
東京都杉並区桃井１丁目１番８号
破産者　有限会社パルム
1　決定年月日　平成21年８月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７９３６号
東京都渋谷区神宮前４丁目31番６号
破産者　株式会社リブレ
1　決定年月日　平成21年８月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７９３７号
東京都渋谷区神宮前４丁目11番６号
破産者　株式会社大楽
1　決定年月日　平成21年８月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７９３８号
神奈川県横浜市中区本牧原21―５―703
破産者　伏田　眞浩
1　決定年月日　平成21年８月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第８０６９号
東京都荒川区東日暮里６丁目22番14号
破産者　有限会社三景
1　決定年月日　平成21年８月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第８０７０号
東京都足立区江北３丁目８―８―503
破産者　玉岡寸未子こと　金　　化元
1　決定年月日　平成21年８月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第８１９８号
埼玉県蕨市錦町２丁目19番40号
破産者　東協技術サービス株式会社
1　決定年月日　平成21年８月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第８１９９号
東京都板橋区志村１丁目４―23―305
破産者　中越　　稔
1　決定年月日　平成21年８月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９３２１号
北海道恵庭市桜町２丁目５―４―108
破産者　木村　則之
1　決定年月日　平成21年８月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９５２４号
東京都北区東十条３丁目８―15―303
破産者　小林　　保
1　決定年月日　平成21年８月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９９５５号
東京都目黒区中根２丁目18―12―Ｄ―３
破産者　阿部　吉之
1　決定年月日　平成21年８月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９９６９号
埼玉県児玉郡神川町大字関口219
破産者　坂田　敏夫
1　決定年月日　平成21年８月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１００５７号
埼玉県さいたま市見沼区大字小深作635―10
破産者　黒木　洋子（旧姓大山）
1　決定年月日　平成21年８月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１００５８号
埼玉県草加市西町776―２―101
破産者　山本　直子（旧姓菊池）
1　決定年月日　平成21年８月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１００６０号
長野県下高井郡山ノ内町大字平穏沓野976―１、住民票上の住所富山県小矢部市道林寺312―62
破産者　玉井　龍一（旧姓林）
1　決定年月日　平成21年８月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１００６２号
東京都板橋区中丸町53―15―1101
破産者　福島　千保（旧姓小島・飯田）
1　決定年月日　平成21年８月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部